資料２－１

（参考）彩北広域清掃組合からの協議文書

彩広清発第２８９号
令和３年１月２０日

行田市長　石井直彦　様
（環境課扱い）

彩 北 広 域 清 掃 組 合
事務局長　佐 野 雄 一

家庭系可燃ごみ袋の取り扱いについて（協議）

平素より、本組合の運営並びに処理体制に対しましてご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では現在、家庭系可燃ごみ袋については紙袋または紙製の物と限定し受け入れを行っておりますが、近年の生活形態や容器包装の変化などにより、ビニール類及びプラスチック類の混入割合が増加傾向にあります。

そこで、ビニール類等の混入防止対策の一環として、別紙のとおり試験的に紙袋と併せポリエチレン製あるいは同等のごみ袋での受け入れを実施し、削減効果等の検証を行いたいと考えております。

つきましては、既に平成２４年３月９日付け彩広清発第７０６号で協議を行った経緯もございますが、改めて貴市のご意見等をお伺いいたしたく、令和３年２月１５日（月）までにご回答くださるようお願いいたします。

なお、当面（１年間程度）は検証期間とし、有効性の確認後、本格的な運用を開始する予定です。

（参考）彩北広域清掃組合からの協議文書

別紙

家庭系可燃ごみ袋の取り扱いについて

１　新たな取り扱い方法

可燃ごみについて、紙袋またはポリエチレン製及び同等のごみ袋での受け入れを可とする。

２　受入開始時期

令和３年１０月１日から（１年間程度の検証期間）

３　取り扱いの変更理由

⑴ 透明もしくは半透明のごみ袋を使用することで、現在の可燃ごみに含まれるビニール類やプラスチック類、その他処理不適物の混入割合の削減効果が期待できる。

⑵ ビニール類やプラスチック類の削減により、燃焼効率の向上が図れる。

⑶ 可燃ごみの紙袋での受け入れは、県内でも本組合の施設のみとなっている。

４　ポリエチレン袋での受け入れのメリット

⑴ 半透明の袋となるため、ビニール類やプラスチック類、その他搬入不適物等の混入を防止できる。（生ごみの水ダレ等の心配がない。プラスチック類の分別の徹底が図れる。）

⑵ 可燃ごみに混入しているビニール類やプラスチック類が削減できるため、焼却炉への負荷軽減や時間当たりの焼却処理量を増やすことが可能となり、効率的な運用が期待できる。

⑶ 紙袋に比べて価格が安い。

５　ポリエチレン袋での受け入れのデメリット

⑴ 不燃ごみの増加が懸念される。（混入物が不燃ごみとして出される。）

⑵ 可燃ごみと不燃ごみが同じ集積所で同日収集を行う場合、ごみ袋の指定等の検討が必要となる。（市民への周知）